

びわこ揚水土地改良区財産の運用 及び取得又は処分に関する規程

びわこ揚水土地改良区財産の運用及び取得又は処分に関する規程

第1条 この土地改良区所有の財産の運用及び取得または処分についてはこの規程の定めるところによる。

第2条 土地改良区財産に属する財産は、びわこ揚水土地改良区が直接負担により取得したか、又は事業施行により取得した財産であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 道路
- (2) 水路
- (3) 事務所並びに付属設備
- (4) その他前各号のほかびわこ揚水土地改良区が行う事業の用に供するもの一切の財産

2. びわこ揚水土地改良区が有する権限とは、所有権、管理権、取水権、地上権、地役権のほか、総代会によって承認された財産等に関する使用貸借権等をいう。

第3条 土地改良区財産に属する財産のうち前条第1項第1号及び2号（以下「土地改良施設（道路・水路等）敷地」という。）は、次の場合に払下げおよび賃貸または他目的使用する事ができる。

- (1) 当該土地改良施設（道路・水路等）の目的・用途がなくなったとき。
- (2) 当該土地改良施設（道路・水路等）の目的・用途を包括して主として他の目的に利用されるに至ったとき。（以下「他目的使用」という。）

2. 前項第1号の場合にあつては、原則として地方公共団体に払下げ等処分する。

3. 第1項第2号の場合にあつては、施設本来の用途または目的を妨げないものであつて、かつ当該財産を総合的に利用することが関係農家の利益と合致する場合に限ることとし、原則として地方公共団体に払下げ等処分する。

4. 開発区域内における賃貸及び他目的使用の土地改良施設（道路・水路等）敷地は、原則として地先地権者に払下げすることはできない。

5. 他目的使用とは、転用された土地もしくは当該土地改良施設（道路・水路等）敷地に隣接する土地利用のために、当該土地改良施設（道路・水路等）敷地を当該土地改良施設本来の用途・目的を包括して、将来にわたって使用する目的のものをいい、原則として有償とする。

6. 前項の費用は「協力金」とする。

第4条 道路・水路敷地の払下げおよび賃貸または他目的使用の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 使用目的、使用地、使用の範囲、使用の期間
- (2) 払下げおよび賃貸又は他目的使用の承認を求める道路、水路の名称または地番
- (3) 道路・水路敷地が存する地域関係者の同意の意思を示すもの

(4) 位置図、平面図、構造図等の計画図及び付近見取り図

(5) その他必要な事項

2. 理事長は、前項の申請があったときは、当該か所の関係者の意見を聞かなければならない。

第5条 理事長は、払下げおよび賃貸の申請を受理しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第6条 払下価格及び協力金の額は、その道路および水路の近傍類似の土地価格とし、賃貸価格は隣接土地の賃貸価格と同額とする。ただし、特別の場合においては、理事長が別に定める。

第7条 払下げおよび賃貸代金又は協力金等は、契約と同時にこの土地改良区に支払うものとする。ただし、特別の事由があるときは理事長が別に定める。

第8条 払下げおよび賃貸代金又は協力金等は、当該年度の一般会計及び財政調整積立金に繰り入れるものとする。

付 則

この規程は令和 2年 7月 15日から施行する。

土地改良施設用地運用（払下・賃貸・他目的使用）承認申請書

申請日 令和 年 月 日

びわこ揚水土地改良区 理事長 様

(申請人) 住所 〒

氏名 (印)

連絡先 自宅 ()

会社・法人 ()

(申請代理人) 住所 〒

氏名 (印)

連絡先 自宅 ()

会社・法人 ()

このたび、びわこ揚水土地改良区が所有する土地の運用（払下・賃貸・他目的使用）承認を受けるため、びわこ揚水土地改良区財産の運用及び取得または処分に関する規程第4条の規定に基づき申請します。

記

1 申請人が所有する土地（住宅・農地等の地番）

住 所	地 番	地 目	地 積 (㎡)

2 運用（払下・賃貸・他目的使用）承認を受けようとする土地（道路・水路等の地番）

住 所	地 番	地 目	地 積 (㎡)

3 添付書類

1. 運用（払下・賃貸・他目的使用）承認を受けようとする土地付近の位置図
2. 運用（払下・賃貸・他目的使用）承認を受けようとする土地の公図（1/500 又は1/600）
3. その他添付書類（)

4 運用（払下・賃貸・他目的使用）承認を受ける理由

5 運用（払下・賃貸・他目的使用）の詳細

所在地番	地目	地積（㎡）	払下等単価	金額	備考
町					
町					
町					
町					

6 その他必要と認めた事項

7 申請に対する意見

土地改良区理事・総代	承認欄（本人署名承認印）	意見
町 理事	年 月 日 ⑩	
町 総代	年 月 日 ⑩	
意見		

土地改良財産の使用承諾および開発事業区域編入に関する契約書

びわこ揚水土地改良区理事長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、県営土地改良事業によって造成された土地改良財産の使用並びに開発事業区域編入の承認に関し、次の条項により契約書を締結する。

（対象物件）

第1条 甲は、乙に対し下表に掲げる土地改良財産（以下「対象物件」という。）を乙が行う開発事業に使用し、開発事業区域に編入することに同意し、許諾するものとする。

対 象 物 件					備 考
所在地	字	地番	地目	地積	

（使用許諾）

第2条 甲は、この契約締結の日から乙に、対象物件の当初の用途および目的を妨げない範囲で使用の権限を与える。乙は、甲との間で合意確認した施設の構造その他の造成計画に基づき施行するものとする。但し、計画に軽微な変更が生じたときはその都度甲の同意・承諾をえるものとする。

（物件の管理）

第3条 乙は、当該対象物件の使用許可を得た日から開発事業によって造成した施設を移管するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理を行うものとする。

（協力金）

第4条 乙は、対象物件を開発区域に編入するにあたって、当該施設の取得に要する金額に相当する協力金を、本契約締結後速やかに甲に支払うものとする。

2 協力金の額は、近傍価格より算定する額とする。

3 乙が甲に支払う協力金は、金、 円とする。

（用途の指定）

第5条 乙は、対象物件を第2条の合意のあった用途および目的以外に使用してはならない。

（事業の着手・完了）

第6条 乙は、甲の承諾があった日から 月以内 に事業に着手することとする。

2 乙は、甲に事業着手した旨の通知を行わなければならない。

3 乙は、当該事業が完了したときには速やかに甲に通知しなければならない。

（帰 属）

第7条 乙は、開発事業区域への編入にあたって、この対象物件を近江八幡市が管理する公共施設に帰属させることとする。

- 2 乙は、当該事業に着手する前に当該対象物件の帰属について近江八幡市に提出する事業計画に記載し、近江八幡市の許可を得ておかななければならない。
- 3 帰属する時期は、乙の計画する当該事業が完了した時期とし、乙が近江八幡市に事業完了届を出すときと時期を一にして甲に完了届を提出するものとする。
- 4 甲は、乙が近江八幡市の完了検査を受けたのち、他の帰属物件と同時期に本契約の対象物件を近江八幡市に帰属させるため、寄付採納等の申し出を行うこととする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙から、当該開発事業の中止又は廃止の申し出があったとき。
- (2) 乙が第5条に違反したとき。
- (3) 乙が第6条に違反したとき。

2 前項第2号及び第3号により契約を解除したときは、第4条の協力金を返還しないものとする。

(返還義務)

第9条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに指定する場所において、使

用承認物件を甲に返還しなければならない。

2 乙は、当該施設を甲に返還するときは、当該施設の形状及び用途に支障の無いよう元の形状に復するものとする。

(疑義の決定)

第10条 この契約に定める事項に関して疑義が生じたとき、この契約によりがたい事情が生じたとき、又はこの契約

に定めない事項に関しては、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 近江八幡市北津田町 1503 番地

びわこ揚水土地改良区理事長

乙 住所

会社名

代表者氏名